

穂発芽等が発生した麦類の飼料利用の可否について

平成26年 6月17日

経営技術課

1 WCSとしての利用

食用麦の栽培では、通常、赤かび病防除のため農薬散布を行っている。WCS（茎葉部を含めた発酵粗飼料）として利用する場合、現在安全が確認されている登録農薬は無いため、農薬散布されたものはWCSとして給与できない。

2 子実の利用

麦の状況	給与可否	備考
穂発芽	可能	種子に貯蔵されているデンプンなどが分解し、栄養価は低下している。
倒伏	注意	泥等の混入による品質低下が懸念されるため、 <u>倒伏の激しいものは利用しない。</u>
黒かび症状	注意	乾燥調製過程で見かけ上除去されるが臭気が残る。毒性は無いとされるが、給与制限に関する知見が無いため、 <u>発生が甚だしい場合は給与しない。</u>
赤かび病	不可	人や家畜に中毒症状を起こす <u>かび毒（マイコトキシン）を産出するため給与しない。</u>

3 飼料利用上の注意

- （1）利用に当たっては乾燥調製により夾雑物の混入を防ぎ、家畜の状態を確認しながら少量ずつ給与し、補助飼料としての利用にとどめる。
- （2）牛・豚に麦を皮付き丸粒で給与すると、ほぼ未消化で排出されてしまうため、破砕・挽き割り等の加工を行うことが望ましい（養鶏では問題なし）。